令和７年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人用

別表十五

令七・四・一以後終了事業年度分

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

支出交際費等の額（8の計）	1	円	損金算入限度額（(2)又は(3)）	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額（9の計）× $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額（(1)と((800万円× $\frac{\quad}{12}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額）	3		損 (1) − (4)		

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円
交際費等の額に係る控除対象外消費税額等				
計				

【No.75】資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人である場合、９欄を記載していませんか。
　また、これらの額が１億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、３欄の計算をしていませんか。

【No.74】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額の明細の各欄に記載していますか。